

飛騨市スポーツ協会賛助会費運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「飛騨市スポーツ協会賛助会員規程」第6条(会費の使途)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(会計)

第2条 賛助会費は特別会計とし、本会の会計とは別に管理する。会計年度は本会の事業年度に準ずることとする。

(実績支給)

第3条 ジュニア育成につながる事業を実施した加盟団体より請求があった場合に、実績回数に応じて年度末に一括支給する。金額は理事会で決定するが、1回の金額の上限は10,000円とし、実績回数の制限は設けない。

(報償費)

第4条 飛騨市スポーツ協会表彰規程による表彰対象者で、全国大会優勝者および団体には、報償費を贈呈する。金額は10,000円とする。

(ユニフォーム作成補助)

第5条 飛騨市スポーツ協会加盟団体が出場する県以上の大会において、飛騨市の名称入りユニフォームを作成する必要がある場合、その作成費を補助する。ただし上限は50,000円とする。

監督、コーチ等ベンチ入りスタッフの服装について、大会規程に統一したものを着用するよう義務付けがある場合は、ユニフォームとみなし補助対象とする。ただし飛騨市の名称を入れるものとする。

(備品購入補助)

第6条 飛騨市スポーツ協会加盟団体が希望する備品購入について補助を行う。詳細は別に定める。

(予備費)

第7条 第3条から第6条により支出をしたのちの当該年度の残額は予備費とし

て会計内に積み立てる。

- 2 第4条から第6条において、不足額が生じた場合は、予備費を取り崩してこれに充てる。

(監査および会計報告)

第8条 飛騨市スポーツ協会会計監査による監査を受け、賛助会員に書面にて報告をする。また、飛騨市スポーツ協会定時総会においても報告する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項で特別の事情並びに改正が必要である場合は、常任理事会による承認を必要とする。

附則

この規程は令和4年5月13日より施行する。

令和3年度の賛助会費についてもこの規程を適用する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和6年1月26日一部改正)

この規程は、令和6年8月30日から施行する。(令和6年11月29日一部改正)